



® 平成30年 1月25日(木)

No. 14614 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671
近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆アセアン諸国の知的財産制度
-第7回- インドネシア(上) …………… (1)

☆「春宵一刻」ケブラー式望遠鏡と光学… (1)
☆知的財産研修会(商品・パッケージのブランド、デザイン保護) (2)

アセアン諸国の知的財産制度

-第7回- インドネシア(上)

日本大学法学部(大学院法学研究科)
教授 加藤 浩

1. はじめに

アセアン諸国では、2015年末にアセアン経済共同体(AEC)が発足して2年が経過し、経済成長が好調に推移している。また、知的財産制度についても、整備されてきている。

本稿は、アセアン諸国の知的財産制度について、複数回に分けて紹介するものである。今回は、インドネシアの知的財産制度のうち、特許法(特許、簡

易特許)、意匠法を中心に解説する。

2. 総論

インドネシアの知的財産法は、特許法、意匠法、商標法、著作権法を基本としている。実用新案は、「簡易特許」として、特許法に規定されている。1989年に特許法が制定され、1992年に商標法が制定され、その後、2000年に意匠法が制定されている。著作権

特許業務法人



和国際特許事務所

Takewa international patent office

~人と技術・技術と社会を結ぶパートナー~

私たちは知的財産権及び技術のプロとして全力でお客様をサポートします~

代表 弁理士 篁 悟

パートナー 弁理士 垣内 順一郎
弁理士 久保山 典子
弁理士 植松 里紗子

パートナー 弁理士 服部 秀一
弁理士 小牧 哲也
弁理士 影井 俊次

パートナー 弁理士 宗像 孝志
弁理士 小田木 美奈子
弁理士 中村 和夫

顧問 弁理士 高見 和明

〒105-0003 東京都港区西新橋3丁目13番3号 ユニゾ西新橋三丁目ビル 2階
TEL:03-5776-2700 FAX:03-5776-2711 Email:take@take-pat.com URL:<http://www.take-pat.com/>
群馬支所 〒370-2213 群馬県甘楽郡甘楽町白倉61番地1
TEL:0120-966-726 facebook:@takepatgunma

法については、1982年に制定されている。不正競争防止法は制定されていないが、営業秘密保護法が2000年に制定されている。そのほか、集積回路配置保護法(2000年)、植物新品種保護法(2000年)などが制定されている。

知的財産条約については、インドネシアは、1950年にパリ条約に加盟し、1979年にWIPO設立条約に加盟し、1995年にTRIPS協定に加盟した。国際登録制度については、1997年にPCT条約(特許)に加盟し、マドプロ(商標)には、2017年10月に加盟したところである。ハーグ協定・ジュネーブアクト(意匠)には加盟していない。著作権条約については、1997年にベルヌ条約に加盟し、2002年にWIPO著作権条約(WCT)に加盟し、2005年にWIPO実演・レコード(WPPT)条約に加盟した。

3. 特許法(特許権)

インドネシアの特許法は、2016年8月26日に改正法が施行され、現在に至っている。ここでは、この改正法に基づいて、インドネシアの特許制度について解説する。(以下、括弧書の条文は、特に指示がない場合、インドネシアの特許法の条文を示す。)

(1) 保護対象

「発明」とは、「特定の問題の解決のために注がれた発明者の思想であって、物若しくは方法又は物若しくは方法の改良及び改善の形をとるもの」と定義されている(1条)。

ただし、発明には、以下のものを含まない(4条)。

- (a) 審美的創作
- (b) 図式
- (c) 以下の活動を行うための規則及び方法
 1. 精神活動に関わるもの；
 2. 遊戯；及び
 3. ビジネス
- (d) コンピュータープログラムのみを内容とする規則及び方法
- (e) 特定の情報についての発表
- (f) 以下の発見：
 1. 既存の及び／又は既知の製品の新規用途
 2. 既存の化合物の新たな形態であって、有意な効能の改善が認められず、その化合物の

既知の関連する化学構造との差異がないもの
<解説>

インドネシア特許法では、上記(f)のように、第二用途や第二医薬用途については、発明に含まれない。この規定は、2016年特許法改正により改正された。

(2) 特許要件

①産業上利用可能性

特許を受けるためには、産業上利用可能性を有する発明であることが要件とされている(3条(1))。また、「発明が出願における説明により産業上実施され得る場合、当該発明は産業上利用可能である」と規定されている(8条)。

②新規性

特許を受けるためには、新規性を有することが要件とされている(3条(1))。また、「発明は、出願日においてその発明が先に公表された技術と同一でないとき、新規性を有する」と規定されている(5条(1))。

「先に公表された技術」とは、「出願日または優先日より前に、インドネシア国内又はインドネシア国外において書面、口頭又は展示、使用又はその他の方法で専門家が発明を実施できるように公表されている技術」とされている(5条(2))。

<解説>

インドネシア特許法では、新規性については、絶対的新規性(世界公知公用)が採用されており、日本と同様である。

③新規性喪失の例外

出願日前の6か月以内になされた次の発明は、「先に公表された技術」とはみなされない(6条(1))。

- (a) その発明が、インドネシア国内又は国外において、公の展示会又は公と認められた展示会において展示された場合
- (b) その発明が、研究開発の目的のための試験の範囲内で、その発明者によりインドネシア国内又は国外において実施された場合
- (c) 発明者により以下の場で公表された場合
 1. 学術誌における発明の開示、例えば、